

自然と健康になれる食環境づくりの推進事業業務委託に係る
企画提案公募要領

1 契約に付する事項

(1) 業務名

自然と健康になれる食環境づくりの推進事業業務

(2) 業務の内容

本事業は、対象となる社員食堂（以下「社食」という。）において、野菜摂取量の増加および減塩につながるナッジ理論を活用し、実証を通じた効果の検証を委託するもの。

詳細は、別紙「自然と健康になれる食環境づくりの推進事業業務委託仕様書」のとおり。

(3) 事業主体

大分県

(4) 契約期間

契約締結日～令和9年3月31日（水）まで

(5) 限度額

2, 750, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託上限額を超える見積額で提案した者は失格とする。

2 参加資格

企画提案競技へ参加できる者は、法人又は法人以外の団体とし、以下の全てを満たす者とする。なお、提案に当たっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている企業等でないこと

(4) 業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

①業務の実施にあたり主任の担当者を配置し、県との打合せ（オンラインも含む）等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

②宗教活動または政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

③特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③暴力団員が役員となっている事業者

- ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に避難される関係を有している者
 - ⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- （６）企画提案を共同企業体で行う場合の参加各企業や、業務の実施にあたり、協力して業務を行う法人がある場合の当該法人についても上記（１）～（５）を満たしていること。

３ 企画提案について

（１）募集期間

令和８年３月２５日（水）から４月１７日（金）１７時まで

（２）提案方法

以下の提出物について、提出期限までに「８ 問い合わせ先」あてＥメールにより提出すること。
なお、Ｅメール発信後、電話にてメールの受信を確認すること。

（添付ファイルの容量が８Ｍを超える場合、受信ができないことがあるため、分割して複数のメールで送付すること）

（３）提出物及び提出期限

ア 参加申込書類 令和８年４月１０日（金）１７時まで

- ・参加申込書（様式１）
- ・誓約書（様式２）
- ・大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であることを証する書類（競争入札参加資格審査結果通知書の写し等）
- ・会社概要が把握可能な書類（ホームページの写し、パンフレットなど）
- ・都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類（写し可）
※都道府県税の納税証明書（県税に未納がない旨の証明書）、国税の納税証明書を想定

イ 共同企業体

参加に際しては、単独の法人、複数社による共同企業体のいずれでも可（但し、いずれかを選択すること）とするが、一つの法人が参加できる共同企業体は一つに限るものとする。共同企業体で提案する場合は、共同企業体協定書の写しを添付すること。

ウ 企画提案書類 令和８年４月１７日（金）１７時まで

- ・企画提案書かがみ文（様式３）
- ・企画提案書
- ・業務実施体制が分かる書類
- ・事業実施スケジュール
- ・過去の実績、類似する業務の経験等が分かる書類（共同企業体の場合は、参加企業ごとに記載すること）

- ・見積書（任意様式で可とするが、企画提案書や仕様書の内容を網羅したものとする。できる限りわかりやすく詳細な積算内訳を記載すること）

エ 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、当該企画提案は無効とする。

- ・この要領に定める手続きに適合しない場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 質問の受付及び回答

- ・質問の受付は、全て「質問票」（様式4）にて行うものとし、質問票は「8 問い合わせ先」あてEメールにより提出すること。また、質問票を提出した旨を電話で連絡すること。
- ・質問票の提出期限は、4月1日（水）17時までとする。
- ・回答は4月3日（金）までに、大分県庁ホームページにて掲載する。

4 選定方法等（企画提案審査）

- ・企画提案審査は、提出のあった企画提案書等をもとに、プレゼンテーションによる審査（4月下旬に、対面での開催を予定）を行う。
- ・企画提案審査実施のための規程を別に定め、審査委員会を設置する。なお、審査委員会は非公開とする。審査は、別添1「審査基準表」に基づき審査する。
- ・企画提案希望者が多数（5者以上）となった場合は、別添1「審査基準表」に基づき、事務局にて提出された企画提案書等の事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者（4者）を選定する。
- ・プレゼンテーションによる審査の詳細については、企画提案者あて、別途通知する。

5 審査及び結果通知

- ・審査委員会による審査結果をもとに、委託候補者を決定し、当該事業者との契約手続きを行う。その際、第一順位の委託候補者が契約を締結しないときには、次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為したことが判明したときは契約を締結しない。なお、契約締結後に不正が判明したときは、当該契約を無効とする。
- ・選定如何に関わらず、企画提案者には、審査結果を個別に通知する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- ・提案者が1者の場合においても、審査を実施するものとし、審査の結果、別添1「審査基準表」の基準を満たし、業務を適切に実施できると審査委員会が判断する場合には、当該事業者を委託候補者として決定する。

6 企画提案に係るスケジュール

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 質問受付期限 | 令和8年4月 1日（水） |
| (2) 質問回答期限 | 4月 3日（金） |
| (3) 参加申込書類提出期限 | 4月10日（金） |
| (4) 企画提案関係書類提出期限 | 4月17日（金） |

- | | |
|----------------|------|
| (5) 審査会 | 4月下旬 |
| (6) 審査結果通知(予定) | 4月下旬 |

7 その他

- ・本事業に係る予算が令和8年第1回大分県議会において成立しない場合は、本企画提案競技の公募やこれに係る事業執行を中止または延期することがある。
- ・委託先に決定した法人と、業務の実行、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。協議、調整の結果、企画提案のあった内容、金額について変更が生じる場合がある。
- ・事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- ・参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費は負担しない。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。
- ・提出された企画提案書等に不備があった場合、審査の対象とならないことがある。
- ・虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- ・参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- ・公正な審査を妨害すると認められる、またはその恐れのあるあらゆる行為を禁止する。禁止行為を行った者が提出した参加申込書等は無効とする。

8 問い合わせ先

大分県福祉保健部県民健康増進課 健康寿命延伸班 下田、平田

E-mail : a12240@pref.oita.lg.jp

電 話 : 0 9 7 - 5 0 6 - 2 8 6 5